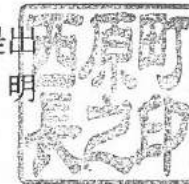


報告 第 10 号

平成29年度放棄した債権の報告について

西原町債権管理条例第12条第2項の規定により、放棄した債権について別紙のとおり報告します。

平成30年9月28日提出
西原町長 上 間 明



平成29年度 西原町債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権名	債権数	債権額	第12条第1項						放棄年月日
			第1号 該当	第2号 該当	第3号 該当	第4号 該当	第5号 該当	第6号 該当	
水道料	139 件	546,638 円	件	件	139 件	件	件	件	平成30年3月31日
学校給食費	215 件	6,975,501 円	件	件	215 件	件	件	件	平成30年3月31日
町営住宅家賃	35 件	942,750 円	件	件	35 件	件	件	件	平成30年3月31日
合計	389 件	8,464,889 円	0 件	0 件	389 件	0 件	0 件	0 件	

※西原町債権管理条例第12条第1項(平成25年4月1日施行)

第1号…生活困窮(生活保護又は同等)

第2号…破産免責(破産法等の規定により、債権者が当該債権について、その責任を免れたとき)

第3号…時効期間満了

第4号…徴収停止、履行延期の特約によるもの以外で、特別の理由により強制執行の措置がとられていないものについて、無資力、又は資力の回復困難

第5号…強制執行(又は債権の申出)後、無資力、又は資力の回復困難

第6号…徴収停止後1年を経過して後、なお無資力、又は資力の回復困難

平成29年度 西原町債権管理条例第12条第1項にかかる債権放棄一覧

番号	債権の名称	債権の額	適用号	放棄した事由(第12条第1項該当)	備考
1	水道料	537,585 円	第3号	転居先不詳のため回収できず、時効期間満了	133 件
2	水道料	3,898 円	第3号	倒産・解散・破産のため回収できず、時効期間満了	2 件
3	水道料	5,155 円	第3号	死亡のため回収できず、時効期間満了	4 件
4	学校給食費	6,884,601 円	第3号	督促や訪問を繰り返したが回収できず、時効期間満了	211 件
5	学校給食費	90,900 円	第3号	転居先不詳のため回収できず、時効期間満了	4 件
6	町営住宅家賃	942,750 円	第3号	生活困窮のため回収できず、時効期間満了	35 件
	合 計	8,464,889 円			389 件